

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	石井 みどり (自民)	中西 祐介 (自民)	矢田 わか子 (民主)
理事	岩井 茂樹 (自民)	二之湯 智 (自民)	小川 勝也 (立憲)
理事	豊田 俊郎 (自民)	馬場 成志 (自民)	風間 直樹 (立憲)
理事	西田 昌司 (自民)	福岡 資麿 (自民)	又市 征治 (立憲)
理事	伊藤 孝恵 (民主)	藤井 基之 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	竹谷 とし子 (公明)	藤末 健三 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	仁比 聡平 (共産)	古川 俊治 (自民)	石井 苗子 (維希)
	石井 浩郎 (自民)	松下 新平 (自民)	行田 邦子 (維希)
	島村 大 (自民)	宮本 周司 (自民)	高木 かおり (維希)
	そのだ 修光 (自民)	古賀 之士 (民主)	吉良 よし子 (共産)
			(31. 1. 29 現在)

(1) 審議概観

第198回国会における本委員会付託案件は、平成二十九年度決算外2件（第197回国会提出）、平成二十九年度予備費2件（第196回国会提出）である。

なお、平成二十九年度予備費2件は、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）である。

審査の結果、平成二十九年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十九年度予備費2件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成二十九年度決算の審査〕

平成二十九年度決算外2件は、第197回国会の平成30年11月20日に提出され、今

国会の平成31年1月29日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、4月4日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月8日の委員会において、1月28日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十八年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、平成28年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十八年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
(1) 松山刑務所の開放的施設である大井造船作業場からの受刑者の逃走事件に関	(1) 刑務所の開放的施設における受刑者の逃走事件については、松山刑務所大井

<p>し、法務省は未然に防止できず、身柄が確保されるまでの23日間にわたり、地域住民に多大な不安を生じさせるとともに、検問等により極めて不便な日常生活を強いることとなったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、受刑者の更生に資する開放的施設となるよう適切に運用することを堅持しつつ、開放的施設の保安警備等を早急に見直して再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>造船作業場の事件を受け、法務省内に検討委員会を立ち上げ、再発防止策を策定し、同作業場において、受刑者の心情把握の徹底を進めるほか、開放的施設における処遇の意義と保安警備のバランスを考慮しつつ、防犯カメラの設置等を進めているところである。</p> <p>また、その他の開放的施設における同様の事件の発生を防ぐため、受刑者の更生に資する開放的施設となるよう適切な運用を堅持しつつ、引き続き受刑者の心情把握の徹底及び適切な人的・物的警備の実施により、逃走防止策の有効性の確保に努めてまいる所存である。</p>
<p>(2)学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関し、本院の要請に基づく会計検査院の検査では、十分な根拠が確認できない状況で売却価格等の算定が行われていた事態などが明らかとなった。さらに、財務省が、国会において事実に基づかない答弁を行い、決裁文書の改ざんや交渉記録を廃棄したことなどにより、国会審議の前提が覆され、国民の信頼を著しく失わせたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、財務省の問題行為が、あってはならないことであるとの痛切な反省の上で、国有財産の管理及び処分手続を明確化し、処分価格等の客観性を確保するとともに、合理的な検証を確実に行うことができるよう、適切に行政文書を作成、管理すべきである。</p>	<p>(2)学校法人森友学園に対する国有地売却等に関する決裁文書の改ざん等の一連の問題行為については、真摯に反省し、適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革を進めているところである。</p> <p>国有財産の管理処分手続等については、①公共性が高い随意契約において、必ず見積り合せを実施する、②地下埋設物の撤去費用については必ず民間業者が見積もりを行い、更に、地下埋設物による価格の減価が大きい場合には、外部有識者による第三者チェックを行う、③普通財産の売却等に係る決裁について、決裁文書として一体的に管理する書類や調書の記載内容を明確化するなどの見直しを行ったところである。</p> <p>今後とも、国有財産の管理処分や文書管理が適切に行われるよう努めてまいる所存である。</p>
<p>(3)平成28年12月に廃止措置への移行が決定された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅについて、数次にわたる保守管理の不備に対し、保全計画に基づく点検を適切に実施する体制の整備が図られていない</p>	<p>(3)高速増殖原型炉もんじゅの保守管理の不備については、原子力規制委員会の審査により認可した廃止措置計画に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構がもんじゅの廃止措置を安全かつ着実に実施するよう、もんじゅ廃止措置</p>

<p>ど安全が確保されなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、機構がもんじゅの廃止措置を安全かつ着実に実施するよう、厳重な監視を続けるとともに、今後の大型研究開発プロジェクトにおいては、もんじゅの反省を踏まえ、安全確保に万全を期すべきである。</p>	<p>安全監視チーム会合を通じ、引き続き安全確保を最優先に厳重な監視を行うとともに、もんじゅ廃止措置現地対策チームを中心として指導・監督を行っているところである。</p> <p>また、関係機関に対して、もんじゅで得られた知見を踏まえた大型研究開発プロジェクトの安全確保について周知徹底を図ったところであり、今後とも、大型研究開発プロジェクトの安全確保に万全を期する所存である。</p>
<p>(4)日本年金機構において、委託業者の入力漏れ等が多数発生したことにより本来支払われるべき年金額が正しく支払われなかったこと、契約に違反して委託業者から中国の関連事業者への再委託が行われていたことなど機構のチェック体制が機能していなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、近年、機構において不祥事が頻発し、信頼が大きく揺らいでいることを重く受け止め、機構の調達手続や業務委託管理の抜本的な見直しを早急に進めるとともに、厚生労働省による厳格な指導監督を行うことにより、組織の立て直しと再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(4)日本年金機構の業務委託については、外部の専門家からなる「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」の提言に基づき、同機構が用意した場所で受託者に業務を行わせるインハウス型委託の推進、総合評価落札方式の適用の原則化等の取組みを着実に実行しているところである。</p> <p>また、同機構に対して業務改善命令を行い、その改善状況の報告を受けたところである。</p> <p>今後とも、同機構に対する厳格な指導監督を行うことにより、組織の立て直しと再発防止に万全を期してまいる所存である。</p>
<p>(5)株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の危機対応業務における不正行為については、平成29年6月に本院が警告決議を行ったところであるが、全件調査の結果、全国で職員444名が関与し、融資実行額2,646億円を超える不正融資が行われていたことが明らかとなった。その後も新たな不正が多数判明し、商工中金において、組織的な隠蔽や書類のねつ造が常態化していたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、商工中金の在り方と危機対応業務の枠組みを抜本的に見直し、中小企</p>	<p>(5)株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務等における不正行為については、経済産業大臣の指示に基づき設置した「商工中金の在り方検討会」における取りまとめ結果を踏まえ、同社の危機対応業務を抜本的に見直すとともに、政府に「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」を設置し、同社のガバナンスを強化したところである。</p> <p>また、同社は、本委員会の了承を得て、平成30年5月に新たなビジネスモデルを業務改善計画として策定し、同年10月に中期経営計画をとりまとめたところであ</p>

<p>業の経営支援に資するビジネスモデルの再構築やガバナンスの強化を図るとともに、主務官庁による適切な指導監督体制を構築して再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>る。</p> <p>今後とも、不正行為の再発防止に万全を期することはもとより、同社が解体的出直しを図り、改革を着実に実行していくよう、指導・監督を徹底してまいりたい。</p>
<p>(6) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるスーパーコンピュータの研究開発に係る五助成事業の助成金35億円の一部を、株式会社ページコンピューティングが不正に受給し、同社の代表取締役が詐欺容疑等で起訴されたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、機構が立入検査等を実施したにもかかわらず、不正行為を防止できなかったことを重く受け止め、事業者に対して厳正に対処するとともに、国からの助成に係る研究開発事業の実施に当たっては、事業採択に係る審査過程の透明性の確保や抜き打ち検査の実施等を含めた抜本的な対策を講じるなど再発防止に万全を期し、機構に対し不正に係る助成金の返還請求を行うよう求めるべきである。</p>	<p>(6) スーパーコンピュータの研究開発に係る助成金の不正受給については、不正受給を行った事業者に対し、平成29年12月に補助金交付等停止措置を講じるとともに、平成30年2月に不正が認められている2つの事業の助成金と加算金を合わせた約9.4億円を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に返還させたところである。</p> <p>また、同機構は、採択審査過程の一層の透明性確保に努めるとともに、調査委員会による報告を踏まえ、抜き打ち検査の強化や専門家の同行による調査等の再発防止策に取り組んでいるところである。</p> <p>引き続き、公判の内容等も踏まえつつ、同機構が徹底的な対策を講じるよう対処してまいりたい。</p>
<p>(7) 除染事業における不適切な事案に対し、平成29年6月に本院が警告決議により是正を促したが、除染の請負事業者による宿泊費の水増し請求や、汚染土壌を詰めた汚染袋の不適切な取扱いなど、いまだに除染事業に係る不正や不適切な事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、不適切な事案が後を絶たないことを重く受け止め、建設業界に対して企業統治の強化や法令遵守の徹底を要請し、現場における監督体制を強化するとともに、不適切な行為を行った事業者を指名停止とするなど厳正な措置を講じ、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(7) 福島第一原子力発電所事故の除染事業における相次ぐ不適切事案については、関係者に対して指名停止措置等を行ったところである。</p> <p>また、再発防止策として、環境省福島地方環境事務所における宿泊費の請求内容の確認を強化するとともに、受注業者に対し、汚染土壌収納容器の適正使用を指導したほか、建設業界へ企業統治の強化及び法令遵守の徹底等をあらためて要請しているところである。</p> <p>さらに、平成30年4月には、同事務所の組織を大幅に見直し、監督体制の強化を図っている。</p> <p>引き続き、除染事業の適切な実施及び</p>

<p>(8)陸上自衛隊のイラク日報に関し、平成29年3月に陸上自衛隊研究本部において該当文書が確認されていたにもかかわらず、速やかに防衛大臣等に報告されず、国会に対し結果として虚偽答弁を繰り返してきた。1年以上にわたり組織として対応が不適切であったこと、また、南スーダン日報に関する情報公開請求への対応がずさんであったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、イラク日報に係る事案が防衛省・自衛隊におけるシビリアンコントロールに関わる重大な問題であることを深刻に受け止め、組織文化や職員の意識の改革に全力で取り組むとともに、文書管理や情報公開が適切に行われるよう、再発防止策を徹底して実施すべきである。</p>	<p>再発防止に努めてまいりたい。</p> <p>(8)自衛隊における日報管理等については、イラク日報に係る事案の再発防止策として、防衛大臣の指示・命令を履行する体制の強化を行うとともに、行政文書の電子ファイル化や、行政文書管理・情報公開に関するチェック体制の強化を図ることとしている。</p> <p>また、行政文書管理・情報公開等に関する個々の隊員の意識改革を進め、情報公開等に迅速かつ確実に対応できる組織づくりを進めているところである。</p> <p>今後とも、これらの再発防止策を徹底し、文書管理、情報公開及び国会対応が適切に行われるよう努めてまいりたい。</p>
---	---

その後、令和元年6月3日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月10日には安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。平成二十九年度決算審査における質疑の主な項目は、政府の債務の状況と財政規律の在り方、統計に係る不適切事案の再発防止策、高齢運転者による交通事故防止に向けた方策、和牛遺伝資源及び植物新品種の海外への流出防止策などである。

6月10日の質疑終局の後、委員長より、平成二十九年度決算についての7項目から成る内閣に対する警告案及び17項目から成る平成29年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十九年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって

警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①災害関連情報システムの不適切な運用管理について、②平成三十年七月豪雨における情報伝達・発信等の不十分な対応について、③毎月勤労統計調査における不適切な取扱いについて、④外国人留学生の不十分な出入国・在留管理による所在不明等について、⑤公的機関における障害者の法定雇用率未達成について、⑥高速道路における道路構造物の不適切な点検等について、⑦防衛装備品等に係るコストデータベースシステムの不適切な整備についてである。

次に、平成29年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①地方創生先行型交付金の不適切な執行に対する検証について、②災害復旧事業及び耐震補強工事において整

備される施設の安全確保について、③中高年世代を含めた引きこもりの対策強化について、④男性の育児休業の取得推進について、⑤高齢運転者による交通事故の防止に向けた取組について、⑥高齢者等の消費者被害を防ぐ見守りネットワークの構築等について、⑦効果が発現していない政府開発援助事業について、⑧競馬等の高額な払戻金に係る所得に対する課税について、⑨高校生等奨学給付金制度における代理受領の確実な実施について、⑩官民イノベーションプログラムにおける政府出資金等の取扱いについて、⑪労災診療費の算定における労災治療計画加算の見直しについて、⑫地域医療情報連携ネットワークの低調な運用実態について、⑬児童虐待防止対策に取り組む児童相談所等の業務改善について、⑭アスベストによる健康被害の防止について、⑮和牛遺伝資源及び植物新品種の海外への流出防止について、⑯治山事業における不適切な事業実施等について、⑰官民ファンドの運用の在り方についてである。

次に、平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔平成二十九年度予備費の審査〕

平成二十九年度予備費 2 件のうち、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1）は平成 30 年 3 月 16 日、平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2）は同年 5 月 18 日、いずれも第 196 回国会に提出された。令和元年 5 月 21 日に衆議院から受領した後、5 月 31 日に本委員会に付託され、6 月 3 日、

麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外 2 件と一括して質疑を行った。

6 月 3 日に討論を行った後、採決の結果、平成二十九年度予備費 2 件についてはいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

平成 31 年 1 月 29 日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第 105 条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、同日及び令和元年 5 月 20 日、会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告に関する件について、柳会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、平成 31 年 4 月 8 日、会計検査院における検査体制の強化に関する決議について会計検査院の講じた措置に関する件について、柳会計検査院長から説明を聴取した。

さらに、令和元年 6 月 10 日、国会法第 105 条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、①外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について、②高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について、③福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について、④公的統計の整備に関する業務の実施状況等について、⑤政府情報システムの整備、運用、利用等の状況についてである。

(2) 委員会経過

○平成31年1月29日(火) (第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書
平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について柳会計検査院長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について柳会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十九年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成31年4月4日(木) (第2回)

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十九年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、河野外務大臣、石井国土交通大臣、山下法務大臣、吉川農林水産大臣、柴山文部科学大臣、世耕経済産業大臣、岩屋防衛大臣、茂木国務大臣、根本厚生労働大臣、山本国務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、渡辺復興大臣、櫻田国務大臣、片山内閣府特命担当大臣、平井国務大臣、石田総務大臣、原田環境大臣、鈴木財務副大臣、塚田国土交通副大臣、あきもと環境副大臣、柳会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、※豊田俊郎君(自民)、※吉川ゆうみ君(自民)、又市征治君(立憲)、※小川敏夫君(立憲)、磯崎哲史君(民主)、若松謙維君(公明)、清水貴之君(維希)、※石井苗子君(維希)、仁比聡平君(共産)、※吉良よし子君(共産) ※関連質疑

○平成31年4月8日(月) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院における検査体制の強化に関する決議について会計検査院の講じた措置に関する件について柳会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十九年度決算外2件に関し、平成二十八年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成28年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 平成二十九年度決算外2件中、財務省、農林水産省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について麻生国務大臣、世耕経済産業大臣、吉川農林水産大臣、茂木国務大臣、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤末健三君(自民)、藤木眞也君(自民)、小川勝也君(立憲)、又市征治君(立憲)、古賀之士君(民主)、矢田わか子君(民主)、竹谷とし子君(公明)、中山恭子君(維希)、高木かおり君(維希)、大門実紀史君(共産)

○平成31年4月15日(月) (第4回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十九年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、文部科学省及び沖縄振興開発金融公庫関係について柴山文部科学大臣、平井内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、宮腰内閣府特命担当大臣、片山国務大臣、一宮人事院総裁、杉本公正取引委員会委員長及び政

府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、小野田紀美君（自民）、
風間直樹君（立憲）、小川勝也君（立憲）、
矢田わか子君（民主）、伊藤孝恵君（民主）、
竹谷とし子君（公明）、高木かおり君（維希）、
石井苗子君（維希）、田村智子君（共産）

○平成31年4月22日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十九年度決算外2件中、法務省、国土交通省、警察庁及び裁判所関係について石井国土交通大臣、山下法務大臣、山本内閣大臣、長野参議院法制局長、柳会計検査院長、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、福岡資麿君（自民）、
又市征治君（立憲）、小西洋之君（立憲）、
矢田わか子君（民主）、浜口誠君（民主）、
新妻秀規君（公明）、竹谷とし子君（公明）、
行田邦子君（維希）、石井苗子君（維希）、
仁比聡平君（共産）

○令和元年5月13日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十九年度決算外2件中、国会、会計検査院、厚生労働省及び消費者庁関係について根本厚生労働大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、大塚国土交通副大臣、勝保環境大臣政務官、松本裁判官弾劾裁判所事務局長、柳会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国立病院機構理事長楠岡英雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、島村大君（自民）、風間直樹君（立憲）、小川勝也君（立憲）、矢田わか子君（民主）、浜口誠君（民主）、新妻秀規君（公明）、竹谷とし子君（公明）、高木かおり君（維希）、行田邦子君（維希）、仁比聡平君（共産）

○令和元年5月20日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する

調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について柳会計検査院長から説明を聞いた。

- 平成二十九年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、佐藤外務副大臣、鈴木財務副大臣、柳会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事植嶋卓巳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松下新平君（自民）、宇都隆史君（自民）、
風間直樹君（立憲）、小西洋之君（立憲）、
古賀之士君（民主）、浜口誠君（民主）、竹谷とし子君（公明）、秋野公造君（公明）、
浅田均君（維希）、石井苗子君（維希）、吉良よし子君（共産）

○令和元年5月22日（水）（第8回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十九年度決算外2件中、復興庁、総務省及び環境省関係について原田環境大臣、渡辺復興大臣、石田内閣大臣、野上内閣官房副長官、高階厚生労働副大臣、安藤復興大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、元榮太郎君（自民）、
川田龍平君（立憲）、小川勝也君（立憲）、
伊藤孝恵君（民主）、竹谷とし子君（公明）、
秋野公造君（公明）、行田邦子君（維希）、
石井苗子君（維希）、仁比聡平君（共産）

○令和元年6月3日（月）（第9回）

— 准総括質疑 —

- 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第196回国会提出）（衆議院送付）

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第196回国会提出）（衆議院送付）

以上両件について麻生財務大臣から説明を聞いた。

- 平成二十九年度決算外2件及び予備費2件について茂木内閣府特命担当大臣、麻生財務大

臣、根本厚生労働大臣、片山国務大臣、石田総務大臣、柴山文部科学大臣、宮腰国務大臣、菅内閣官房長官、鈴木国務大臣、岩屋防衛大臣、吉川農林水産大臣、河野外務大臣、山本国務大臣、原田環境大臣、山下法務大臣、世耕経済産業大臣、柳会計検査院長、政府参考人、参考人日本銀行企画局長加藤毅君、同銀行総裁黒田東彦君及び同銀行業務局長林新一郎君に対し質疑を行い、

平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第196回国会提出）（衆議院送付）

平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第196回国会提出）（衆議院送付）

以上両件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、そのだ修光君（自民）、小川勝也君（立憲）、風間直樹君（立憲）、矢田わか子君（民主）、伊藤孝恵君（民主）、秋野公造君（公明）、竹谷とし子君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維希）、石井苗子君（維希）

（平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

（平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2））

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希
反対会派 共産

○令和元年6月10日（月）（第10回）

— 締めくり総括質疑 —

○平成二十九年決算外2件について安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣、石田総務大臣、宮腰内閣府特命担当大臣、麻生国務大臣、岩屋防衛大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、原田環境大臣、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十九年一般会計歳入歳出決算、平成二十九年特別会計歳入歳出決算、平成二十

九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年政府関係機関決算書を議決し、平成29年度決算審査措置要求決議を行い、

平成二十九年国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十九年国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

麻生財務大臣、石田総務大臣、山下法務大臣、河野外務大臣、柴山文部科学大臣、根本厚生労働大臣、吉川農林水産大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、原田環境大臣、岩屋防衛大臣、山本国務大臣、宮腰国務大臣及び片山内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

石井みどり君（委員長質疑）、礮崎陽輔君（自民）、※二之湯武史君（自民）、蓮舫君（立憲）、大塚耕平君（民主）、伊藤孝江君（公明）、東徹君（維希）、小池晃君（共産）

※関連質疑

（平成二十九年一般会計歳入歳出決算、平成二十九年特別会計歳入歳出決算、平成二十九年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維希、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

（平成29年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、立憲、民主、公明、維希、共産

反対会派 なし

（平成二十九年国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、民主、維希、共産

（平成二十九年国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 立憲、民主、維希

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めるとを決定した。

○令和元年6月26日(水) (第11回)

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する

調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

－平成29年度決算審査措置要求決議－

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 地方創生先行型交付金の不適切な執行に対する検証について

平成27年度限りで内閣府が実施した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業については、会計検査院が18県及び280市町村を対象として検査したところ、28年度決算検査報告において交付対象とは認められない費用を含めるなどした2億2,434万円の不適切な執行が指摘された。その後、同事業について、21道府県及び371市町村を対象として引き続き検査したところ、29年度決算検査報告においても、地方公共団体が実施計画で定めた事業実施期間中に行っていない事業に係る費用を交付対象事業費に含めるなどした2億4,482万円の不適切な執行が指摘された。

政府は、会計検査院から交付金の使途等についての指摘を受けた場合は、同様の事態の有無などについて早急に検証を行い、地方公共団体等における不適切な執行等が確認された場合に、会計検査院の更なる指摘を待つことなく、国庫返納等の措置を講じさせるべきである。

2 災害復旧事業及び耐震補強工事において整備される施設の安全確保について

近年、我が国においては、地震や豪雨等による災害が激甚化しており、被災施設の速やかな復旧とともに、防災及び減災に向け、既存施設においても安全の確保が求められている。会計検査院が検査したところ、地方公共団体が実施した事業において、災害等により被害を受けたため池の堤体や擁壁の復旧工事の設計が不適切な事態や、耐震補強のための橋梁工事の設計が不適切な事態などが明らかとなった。

政府は、地方公共団体に対して、災害復旧事業及び耐震補強工事における設計についての理解を促進するとともに、委託した設計業務の成果品に対する検査が適切に行われるよう指導し、さらに、施設の安全確保を担う人材の育成、組織体制の強化、防災減災技術の活用等の支援を行うべきである。

3 中高年世代を含めた引きこもりの対策強化について

内閣府は、平成31年3月に引きこもり状態にある40歳から64歳の中高年世代が全国で推計61万3千人との調査結果を公表した。厚生労働省では、引きこもり地域支援センターにおいて、相談の実施や就労に向けた支援などを行ってきたが、中高年世代を含めた引きこもりの対策強化が必要な状況となっている。また、引きこもり支援事業者が、高齢の親を狙い著しく高額な料金を要求する事例等も発生していることが報道されている。

政府は、引きこもりの原因や事情が様々であることに鑑み、NPOなどと連携したきめ細かい対応を行うべく、引きこもり状態にある者の実状の把握、中高年世代の引きこもり状態にある者を含め本人や家族が相談しやすい窓口の整備、居場所づくりの支援、専門スタッフの一層の充実等を行うとともに、悪質な支援事業者による被害防止に向けた対策を講じるべきである。

4 男性の育児休業の取得推進について

内閣府は、第四次男女共同参画基本計画を策定し、男性中心の労働慣行等を変革するとともに、男性の育児への参画を進める観点から、男性の育児休業の取得について、令和2年までに取得率を13%とする成果目標を設定し、取得の推進に取り組んでいる。しかしながら、その取得率は国家公務員10.0%（平成29年度）、地方公務員4.4%（29年度）、民間企業5.14%（29年）であり、それぞれ成果目標達成の見通しが立っていない。また、取得期間についても、民間企業においては、1か月未満が83.1%、5日未満が56.9%と極めて短期間の取得が多い状況となっているなど、男性の実質的な育児参画に至っていない。

政府は、女性活躍の推進、子育て支援の観点から、男性の実質的な育児参画の推進に向けて、男性の育児休業取得の促進に係る取組状況等の調査を踏まえ、取得率の向上に向けた実効性のある取組を推進すべきである。

5 高齢運転者による交通事故の防止に向けた取組について

政府は、高齢運転者による交通事故防止のため、免許の更新時において、認知機能の検査とともに運転適性検査や実車による高齢者講習を実施するなど対策を講じてきた。運転免許の自主返納も行われ、返納件数は増加しているが、いまだ悲惨な事故が後を絶たない状況が続いている。事故防止には、日常生活における高齢者の自由な移動手段を確保する必要性にも配慮した上で、高齢運転者をめぐる交通安全対策の更なる充実強化が求められている。

政府は、認知機能等が低下した運転者を的確に把握し、免許の自主返納制度の周知や相談体制の一層の強化を図るとともに、安全運転サポート車限定免許等の高齢運転者の運転能力に応じた免許制度の導入を検討するなど、高齢運転者による事故防止に全力で取り組むべきである。

6 高齢者等の消費者被害を防ぐ見守りネットワークの構築等について

消費者庁は、平成20年度から31年度予算に地方消費者行政に係る交付金597億円を計上し、地方公共団体の取組を支援している。27年度からは地方消費者行政強化作戦に取り組んでおり、高齢者等の消費者被害を防ぐための人口5万人以上の全545市区町への見守りネットワークの構築等の政策目標を設定しているが、31年4月末時点で、見守りネットワークの構築が全体の2割に満たない104市区にとどまるなど、目標の多くが未達成となっている。

政府は、目標が未達成となっている原因の究明と地方公共団体に交付された交付金の活用状況の検証を行い、高齢者等の消費者被害防止に向けた実効性ある取組を強化すべきである。

7 効果が発現していない政府開発援助事業について

効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、本委員会が平成28年度決算審査措置要求決議を行ったにもかかわらず、平成29年度決算検査報告では、エチオピアの助産院機材整備計画において、在エチオピア大使館が事業計画策定時に開業基準を十分確認していなかったり、ペルーの下水道整備事業において、施工管理を行うコンサルタントへの独立行政法人国際協力機構（JICA）による適切なモニタリングが行われていなかったことなどにより、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、会計検査院から、毎年のように効果が発現していないODA事業に関して指摘されていることを真摯に受け止め、事業実施機関等に対して早急に改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、事業実施機関等と直接交渉やモニタリングを行う在外公館及びJICAの体制強化をより一層図るべきである。

8 競馬等の高額な払戻金に係る所得に対する課税について

競馬等においては払戻金が高額になることがあるが、払戻金の支払における本人確認を行う仕組みは整備されていない。会計検査院が一口1,050万円以上の高額な払戻金について検査したところ、

所得税における申告納税制度の下、平成27年分の払戻金127億4,476万円のうち約8割が申告されていない状況となっていた。また、競馬等の払戻金に係る支払は、支払調書や源泉徴収の対象とされていないため、税務署等は高額な払戻金に関する情報を入手しておらず、税務調査では払戻金の支払を十分捕捉できない状況となっていた。

政府は、競馬等において、高額な払戻金を受けた者が適切に納税するよう、適正な申告を促す広報を充実させるとともに、高額な払戻金を受けた個人を特定するなど適正な課税の確保に資する制度を、関係機関と連携して構築すべきである。

9 高校生等奨学給付金制度における代理受領の確実な実施について

文部科学省の高校生等奨学給付金制度においては、保護者等から高校等に奨学給付金の受給等の委任があった場合、高校等が給付金を代理受領して、保護者等から徴収する授業料以外の教育費と相殺することができることとされている。会計検査院が19府県を検査したところ、12府県では代理受領が制度化されておらず、保護者等の教育費未納により高校等の生徒延べ193人が除籍や出席停止等の学業上の不利益を受けていることが明らかとなった。

政府は、生徒が教育費未納によって学業上の不利益を受けることのないよう、代理受領の実施状況のフォローアップを行うなど、制度の更なる改善に取り組むべきである。

10 官民イノベーションプログラムにおける政府出資金等の取扱いについて

東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学の4国立大学法人は、100%出資の子会社を介し設立したファンドを通じて、各大学法人の研究開発成果を活用する事業者等へ支援を行う官民イノベーションプログラムを実施している。会計検査院が検査したところ、平成28年度末において、事業者等への実支援額は46億円にとどまるなど低調となっていること、政府出資金1,000億円のうち447億円及び運営費交付金200億円のうち187億円の使途が未定となっており、各大学法人において資金が十分に活用されていないことが明らかとなった。

政府は、出資等を行った事業の効果を十分に検証するとともに、有効な活用方法について検討すべきである。

11 労災診療費の算定における労災治療計画加算の見直しについて

厚生労働省は、労災災害を被った労働者の早期の治癒と職場復帰のために、医療機関が労災治療計画書を作成することにより、労災診療費に労災治療計画加算を算定できることとしている。会計検査院が平成28年度の労災治療計画加算に係る労災診療費7万6,714件を検査したところ、労災治療計画書を作成していたのは3.2%にすぎず、入院基本料等に係る入院診療計画書で代用していたり、労災治療計画書と入院診療計画書の記載項目の多くが同一であるなど、加算を設けた趣旨がいかされていないことが明らかとなった。

政府は、労災治療計画加算について、医療機関における運用の実態等を把握するとともに、その趣旨をいかした運用の可能性を改めて検討した上で、廃止を含めて抜本的に見直すべきである。

12 地域医療情報連携ネットワークの低調な運用実態について

厚生労働省は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために平成26年度に創設した地域医療介護総合確保基金等を通じて、医療機関における診療データを共有する地域医療情報連携ネットワークの地方公共団体による整備を支援している。しかしながら、当該補助金等を活用して整備された全国211のネットワークにおける登録患者数は国内人口の1%にとどまるなど、多額な公費を投じながら費用対効果が極めて低い運用の状況等が審査の中で明らかとなった。

政府は、これまで地域医療情報連携ネットワークの整備のために支給された補助金が適切に執行されているかを検証し、その在り方を含め検討すべきである。

13 児童虐待防止対策に取り組む児童相談所等の業務改善について

厚生労働省は、これまでに児童虐待等防止対策に取り組んできたが、悲惨な児童虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における平成29年度の児童虐待相談対応件数は、過去最高の13万3,778件（速報値）となる一方で、児童福祉司の数は3,240人とどまっている。30年度には政府全体として児童虐待防止対策を強化する必要から、令和4年度までに児童福祉司を5,260人に増加させること等を内容とする児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定されたが、一人当たりの児童福祉司の業務負担は重く、児童相談所等の体制を質・量ともに一層強化することが必要となっている。

政府は、児童相談所の体制整備や関係機関との連携強化の取組がより効率的かつ効果的に実施されるよう努めるべきである。

14 アスベストによる健康被害の防止について

重篤な健康被害を生じるおそれのあるアスベスト（石綿）は、平成18年に全面使用禁止となったが、それ以前に使用された建築物が大量に残っており、今後解体工事が増加する見込みとなっている。また、大規模災害時には建築物の倒壊等により、地域住民に対するアスベストの暴露が懸念される。アスベストの早期除去のためには建築物ごとの使用実態の把握が必要であるが、遅々として進んでいない。

政府は、アスベストに関して専門的な知識を有する資格者の育成に努め、解体工事等に当たり資格者による適切な事前調査が行われる体制を整備するなど、建設労働者のアスベスト暴露防止対策の徹底を図るべきである。また、アスベストの使用実態の把握を一層促進し、災害時も見据えた暴露防止体制を構築するなど、アスベストによる健康被害の防止に全力で取り組むべきである。

15 和牛遺伝資源及び植物新品種の海外への流出防止について

平成31年3月、和牛の精液及び受精卵を一旦海外へ持ち出した者が、家畜伝染病予防法及び関税法違反で逮捕される事案が発生した。また、我が国で開発されたイチゴ等植物の優良新品種の種苗等が無断で海外に持ち出され、我が国の品種を基に開発された品種が販売・輸出されていることなどが明らかとなっている。和牛遺伝資源や植物の優良新品種といった我が国固有の貴重な財産が侵害されることにより、我が国の農畜産物の輸出に係る多額の機会損失が発生する事態に陥っている。

政府は、和牛遺伝資源や植物新品種の種苗等の海外への流出を未然に防止するため、これらの流通管理を強化させ、水際等での流出防止措置を徹底するとともに、我が国の農畜産物に係る権利保護の取組を強化すべきである。

16 治山事業における不適切な事業実施等について

林野庁は、山地災害から国民の生命、財産等を守るため、治山事業を行っている。会計検査院が検査したところ、国有林に対して行う直轄治山事業において、原則5年ごとに行う流域別調査が10年以上行われないうまま治山事業の実施計画が策定され工事が行われている事態、都道府県が民有林に対して行う補助治山事業において、危険地区調査の結果を活用していない実施計画により工事が行われている事態、市町村の地域防災計画における危険地区周知等のソフト対策と連携せずに治山施設の工事が行われている事態等が明らかとなった。

政府は、山地の現況を流域別調査や危険地区調査等により適切に把握し、調査結果を事業実施計画に反映させ、効果的に治山事業を実施するとともに、治山事業と市町村の地域防災計画におけるソフト対策との連携を早急に図り、地域住民の安全を確保すべきである。

17 官民ファンドの運用の在り方について

平成30年9月に発足した株式会社産業革新投資機構は、役員報酬額等をめぐる経済産業省との対立から、同年12月に取締役9人が辞任して事実上の業務停止状態に陥り、他の官民ファンドとの統合や連携の検討が進められない状況となった。また、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）については、26年に出資したシンガポールにおけるジャパンフードタウン事業等の2事

業が収益面では低調に終わったことが明らかとなった。

政府は、官民ファンドの在り方について、多額の損失により政府出資等に重要な悪影響を及ぼすおそれがないのか、総括し検討すべきである。